

第9期

東神楽町  
高齢者福祉計画

(計画期間 令和6年度～令和8年度)



東 神 楽 町

令和6年3月

# 目次

## 第1章 高齢者福祉計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 根拠法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 高齢者人口等の現状及び将来推計

- 1 高齢者人口の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 要介護（要支援）認定者数の推計・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 第3章 前計画の実施状況

- 1 地域包括ケアシステムの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 健康づくりと介護予防・生活支援の充実・・・・・・・・・・ 6
  - (1) 高齢者等の生活支援（地域支え合い事業）・・・・・・ 6
  - (2) 介護予防・地域支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - (3) 家族介護支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - (4) 在宅介護・人材育成支援事業・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - (5) 緊急通報体制等整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - (6) 高齢者の自立、生きがい支援事業・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 認知症施策と高齢者の権利擁護の推進・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 医療との連携や住まいの基盤整備・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 5 介護保険事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## 第4章 計画推進のための基本目標

- 1 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
  - (1) 地域包括ケアシステムの推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
  - (2) 健康づくりと介護予防・生活支援の充実・・・・・・・・ 12
  - (3) 認知症施策と高齢者の権利擁護の推進・・・・・・・・ 12
  - (4) 医療との連携や住まいの基盤整備・・・・・・・・・・・・ 13
  - (5) 介護保険事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

## 第5章 計画の内容

- 1 地域包括ケアシステムの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - (1) 地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - (2) 高齢者を支える地域の体制づくり・・・・・・・・・・・・ 15

2	健康づくりと介護予防・生活支援の充実	15
	(1) 健康づくりの推進	15
	(2) 介護予防の充実	16
	(3) 社会参加の推進	17
	(4) 生活支援サービスの充実	18
3	認知症施策と高齢者の権利擁護の推進	20
	(1) 認知症施策の推進	20
	(2) 高齢者の権利擁護の推進	21
4	医療との連携や住まいの基盤整備	21
	(1) 医療・福祉・介護連携体制の整備	21
	(2) 高齢者の住まいの確保	22
	(3) 高齢者にやさしいまちづくりの推進	22
	(4) 感染症対策の推進	22
5	介護保険事業の推進	23
	(1) 適切なサービス水準の推計	23
	(2) 介護人材の確保	23
	(3) 地域支援事業の体制整備	23
	(4) ケアマネージャーの資質向上	23

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の趣旨

わが国の少子高齢化は急速に進み、「団塊の世代」が65歳になり4人に1人が高齢者という、世界で例をみない超高齢社会を迎えます。これまで国を支えてきた世代がこれからは給付を受ける側になり、福祉サービス及び介護サービスなどの社会保障費が増大すると懸念されています。

平成12年度に介護保険制度がスタートし、法改正を重ね、要介護者を社会的に支える仕組みとして確実に定着、浸透してきましたが、平成26年6月に「医療介護総合確保推進法」が公布されたことに伴い、団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向けて、認知症施策や医療と介護との連携、住まいや生活支援サービスなどが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の実現を目指す内容に改正されました。

本町においては、高齢者がいつまでも安心して暮らすことのできるまちづくりを実現するため、3年ごとに東神楽町高齢者福祉計画の見直しを行い、健康づくりや社会参加・役割づくり支援による介護予防等の施策に取り組んできました。今後も高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した生活を送ることができるよう、本町の実情に応じた地域包括支援システムの構築を推進していく必要がありますが、そのためには医療・介護などの公的サービスの充実のほか、高齢者自身も地域を支える担い手として健康づくりや介護予防に心がけ、いつまでも支える側に立つ気持ちを持ち続けていくことが必要となります。

## 2 根拠法令

老人福祉法 第20条の8	市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即して、老人の居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
介護保険法 第117条第1項	市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

### 3 計画の期間

令和6年度からを初年度とし、令和8年度までの3年間を計画期間とします。

<計画期間>

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
現行の計画 第8期計画期間								
			今回策定 第9期計画期間					
						次回 第10期計画		

### 4 計画の位置づけ

高齢化の進行とそれを取り巻く環境は、地域によって大きく異なり、課題もさまざまで、社会資源も異なります。介護保険法において策定される介護保険事業計画は、介護給付対象サービス量の見込み、サービス量の確保策及び介護保険の事業費の見込みを明らかにするなど、介護保険事業の円滑な運営と推進に際して必要な事項を定めています。高齢者福祉計画は、介護保険の給付対象とならない高齢者を含めた、地域における高齢者福祉事業全般にわたる計画で、介護保険事業計画と密接に関連し、連携、整合性を図る必要があることから、保険者である大雪地区広域連合が策定する第9期介護保険事業計画の策定に合わせて見直しを行うこととしています。

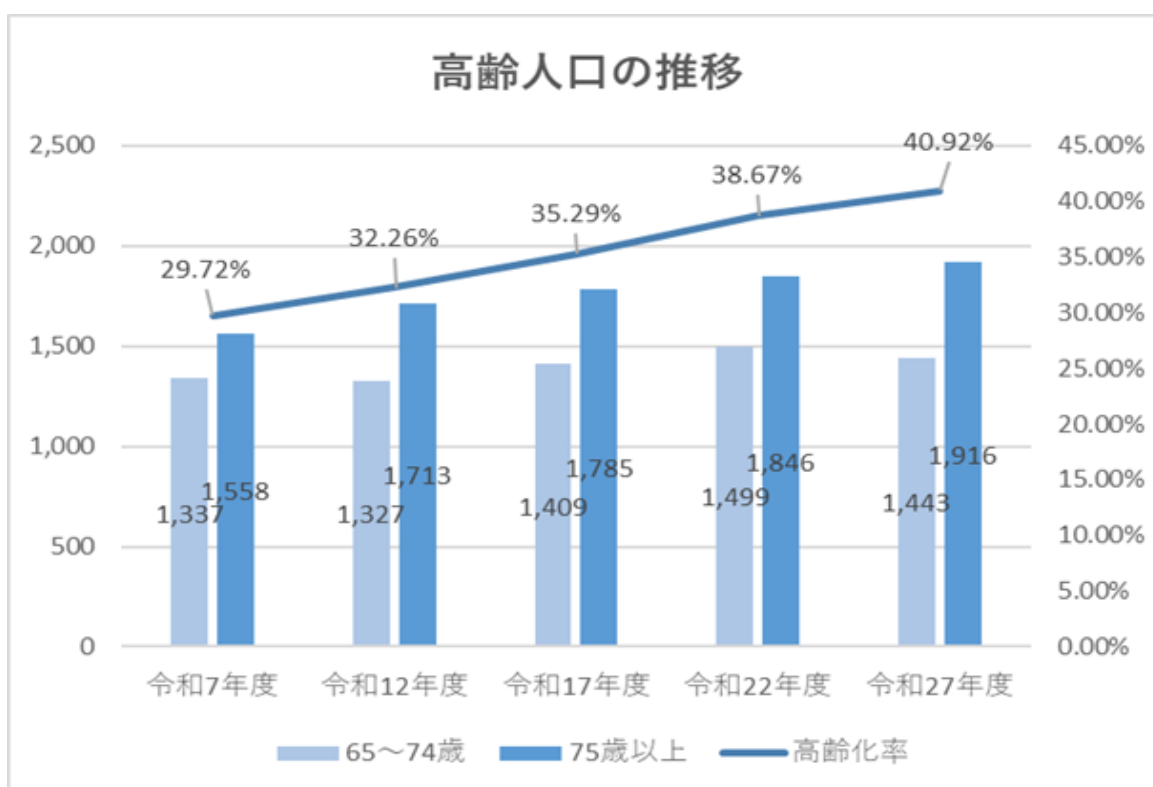
## 第 2 章 高齢者等の現状と将来推計

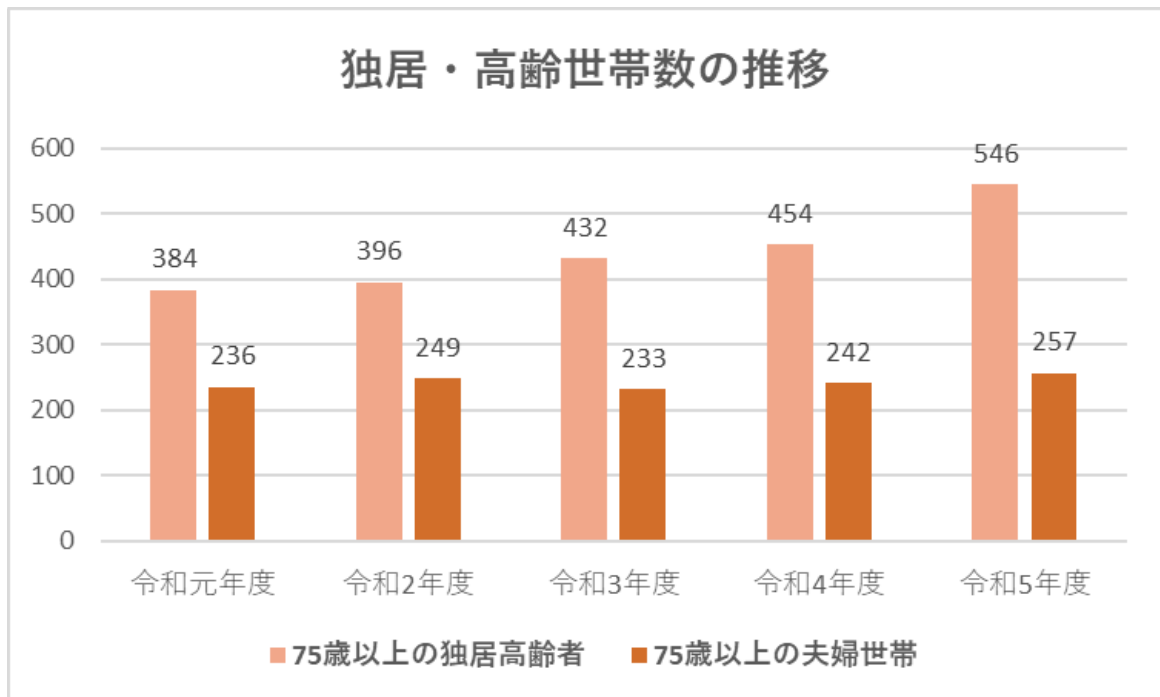
### 1 高齢者人口の推計

令和 8 年には、65 歳以上の高齢者人口は 2,900 人を超え、高齢化率は、約 30%になると予測されます。

今後、総人口は緩やかに減少傾向が続くことが予測されていますが、高齢化率は令和 12 年で 32%を越え、いわゆる団塊世代の子（団塊ジュニア）が 65 歳以上となる 令和 22 年（2040 年）には 38%を超えると予測されています。

	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
総人口	10,105 人	9,798 人	9,740 人	9,680 人	9,424 人	8,651 人
0～64 歳	7,279 人	6,933 人	6,845 人	6,755 人	6,384 人	5,306 人
65～74 歳	1,391 人	1,349 人	1,337 人	1,327 人	1,327 人	1,499 人
75 歳以上	1,435 人	1,516 人	1,558 人	1,598 人	1,713 人	1,846 人
65 歳以上 合計	2,826 人	2,865 人	2,895 人	2,925 人	3,040 人	3,345 人
高齢化率	28.0%	29.2%	29.7%	30.2%	32.3%	38.7%
後期 高齢化率	14.2%	15.5%	16.0%	16.5%	18.2%	21.3%

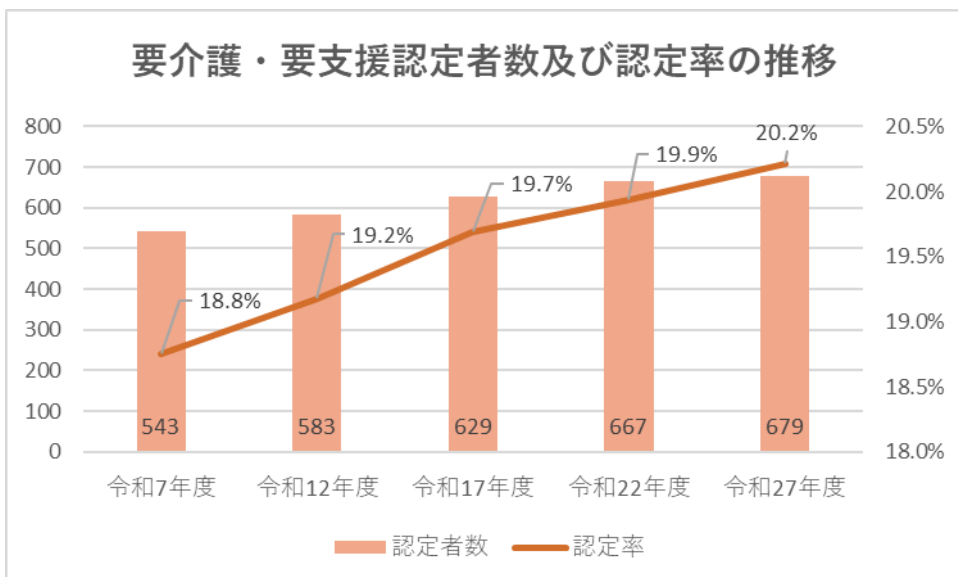
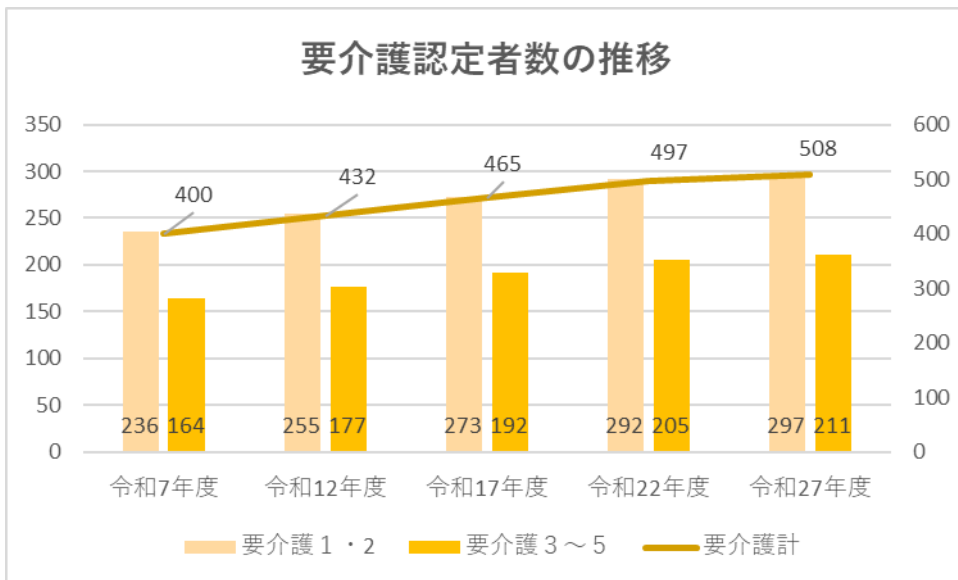
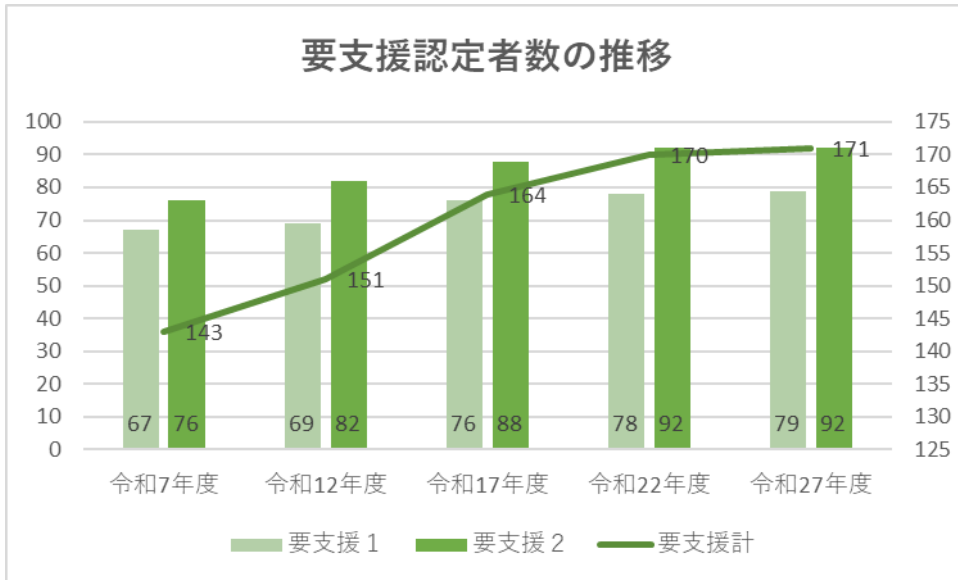




## 2 要介護(要支援)認定者数の推計

高齢者人口の増加に伴い、認定者数も増加すると推計されます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要支援1	63人	67	67	69	78
要支援2	74人	76	77	82	92
要支援計	137	143	144	151	170
要介護1	146	147	150	160	181
要介護2	89	89	90	95	111
要介護3	58	59	60	65	74
要介護4	57	57	58	62	71
要介護5	46	48	49	50	60
要介護計	396	400	407	432	497
合計	533	543	551	583	667





## 第3章 前計画の実施状況

### 1 地域包括ケアシステムの推進

地域包括支援センターの機能強化を図るため、高齢者に関する総合相談支援、権利擁護等の事業のほか、重点事項である在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備に関わる事業を実施しました。

計画期間中、コロナ禍による活動制限が続いた時期がありましたが、地域の医療・介護等の専門職が参加する地域ケア会議のほか、新たに官民協働による地域の支えあい体制の構築推進を目的として、生活支援・介護予防推進協議会を運営するとともに、生活支援コーディネーターを配置し、地域のネットワークの強化を図りました。

### 2 健康づくりと介護予防・生活支援の充実

平成29年度から国のガイドラインに基づく「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しており、介護保険サービスのうち、要支援認定者の介護予防訪問介護・介護予防通所介護サービスについては、町が実施する地域支援事業に移行していますが、現行相当基準のサービスを維持しつつ、地域住民によるボランティア活動や関係機関、民間企業との連携などによる多様な主体による生活支援サービスの確保に取り組み、高齢者がいつまでも安心して暮らせる地域づくりの推進を図りました。

高齢者全般を対象とした介護予防事業も、コロナ禍の影響を多く受けましたが、自分自身でできる健康管理や生活習慣の改善等のセルフケアを支援するとともに、閉じこもりによる心身機能の低下防止を目的として、地域活動・交流活動など社会参加ができる場所づくりの支援を進めました。

#### (1) 高齢者等の生活支援（地域支え合い事業）

サービスの種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
除雪サービス	34 戸	38 戸	49 戸

#### (2) 介護予防・地域支援事業

サービスの種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防相談(電話)	1,079 件	213 件	499 件
介護予防相談(訪問・来庁)	492 件	188 件	532 件
介護予防住民講座	0 人	0 人	79 人
	( 0 回)	( 0 回)	( 5 回)
運動指導教室事業	0 人	119 人	161 人
	( 0 回)	( 10 回)	( 12 回)
リハビリ体操指導士養成講座	0 人	0 人	22 人
	( 0クール)	( 0クール)	( 1クール)

配食サービス事業	7,120食	4,767食	4,100食
	( 54 人)	(52 人)	(35人)
住宅改修支援事業	2件	3件	1件
基準緩和型通所サービス	518人	669人	575人
高齢者サロン活動助成事業	9件	9件	10件
高齢者モデルサロン活動	0回	4回	4回
介護予防講師派遣事業	0 件	0 件	12 件
介護予防プラン作成事業	932 件	908 件	960 件
介護予防活動助成事業	0 件	3 件	4 件
在宅支援用具給付事業	47 件	58 件	60 件
住民主体サービス補助金交付事業	1 件	1 件	1 件

(3) 家族介護支援事業

サービスの種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護用品の支給	18 件	23 件	17 件
家族介護者交流事業	0 人	14 人	37 人
	( 0 回)	( 3 回)	( 4 回)

(4) 在宅介護・人材育成支援事業

サービスの種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護力向上・就労支援事業	0 件	1 件	2 件
訪問介護員人材確保・定着支援事業	5 件	3 件	0 件
認知症サポーター養成事業	24人	56人	51人

(5) 緊急通報体制等整備事業

サービスの事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
緊急通報装置貸与事業	28 件	23 件	18 件
あんしん連絡通報装置設置事業	1 件	0 件	0 件
救急医療情報キット配布事業	47 件	23 件	7 件

(6) 高齢者の自立、生きがい支援事業 (年度末時点)

① 老人クラブ (令和5年度)

	加入者数
東聖友愛クラブ	57人
中央ふれあいクラブ	78人

忠栄ふれあいクラブ	121人
志比内さくら会	25人
計	281人

② 高齢者事業団

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数	28人	30人	30人

③ できることからささえ隊（生活支援訪問ボランティア）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数	57人	58人	66人
(利用者数)	14人	18人	28人
(ささえ隊数)	43人	40人	38人

※東神楽町ボランティアセンター事業

### 3 認知症施策と高齢者の権利擁護の推進

厚生労働省の推進する「認知症施策推進総合戦略」に基づき、関係機関との連携を図り、認知症の早期発見、早期治療につながるよう相談窓口の充実に努めたほか、認知症への理解を深めてもらうため、社会福祉協議会と連携し認知症サポーター養成講座を開催しました。

また、認知症の容態に応じて適切な医療・介護等を提供するため、東神楽町国民健康保険診療所と地域包括支援センターが連携して認知症初期集中支援チームの設置及び認知症地域支援推進員を配置し、認知症ケアを総合的に向上させる取り組みを進めました。

権利擁護については、認知症状に伴う消費者被害や高齢者虐待から高齢者を守るため、社会福祉協議会はじめ、さまざまな関係機関とともに支援体制の整備を図りました。

### 4 医療との連携や住まいの基盤整備

地域の医療・介護等の専門職が参加する地域ケア会議を中心として、医療・介護・保健・福祉・住まい等に関する幅広い情報収集を行い、医療機関や介護事業者等が包括的に連携して多様なニーズに合わせて支援できるよう、ネットワークの強化を図るとともに、上川総合振興局を中心とした上川中部高齢者保健福祉圏域連絡協議会との連携のもと、地域の各分野の情報を広域的に収集するとともに、医療機関や介護事業者等のネットワークの拡大を図りました。

また、令和4年度に町内に訪問診療・看護事業所が新規開設されましたが、既存の関係機関と連携・情報共有を図ることで地域での在宅医療・看取り看護に対する対応力が格段に向上されました。

その他、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、町内介護事業所等と連携し感

染症対策についての周知啓発、支援体制の構築に取り組んできました。

## 5 介護保険事業の推進

介護保険事業については、大雪地区広域連合が策定した第8期介護保険事業計画に基づき、主に要介護認定者（要介護1から要介護5）に認定された方を対象とした各種の事業が実施されました。

町では、大雪地区広域連合と連携し、住民の皆さんが介護保険制度を効率的に利用することで、介護保険料の伸びを適切に抑制することができるよう、地域住民同士の支え合いや介護予防ケアマネジメント、地域リハビリテーション等の強化による地域における介護予防の機能強化を図ってまいります。

## 第4章 計画推進のための基本目標

### 1 計画の基本理念

**東神楽町のまちづくりにおける目指す将来像**

**笑顔あふれる花のまち ～みんなで築こう活力ある東神楽～**

(東神楽町総合計画基本構想)

本町は、東神楽町総合計画の基本構想において、目指す将来像を「笑顔あふれる花のまち～みんなで築こう活力ある東神楽～」と定め、その中で「健やかな笑顔あふれるやさしいまちづくり」を基本目標の一つとし、これを達成するための施策として高齢者支援体制の充実を掲げています。

本町の人口は令和4年度にピークを迎え、今後緩やかに減少すると見込まれています。高齢化の進展とともに支援や介護が必要な高齢者が増えると同時に、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定される一方、現役世代は徐々に減少し、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が一層重要となります。

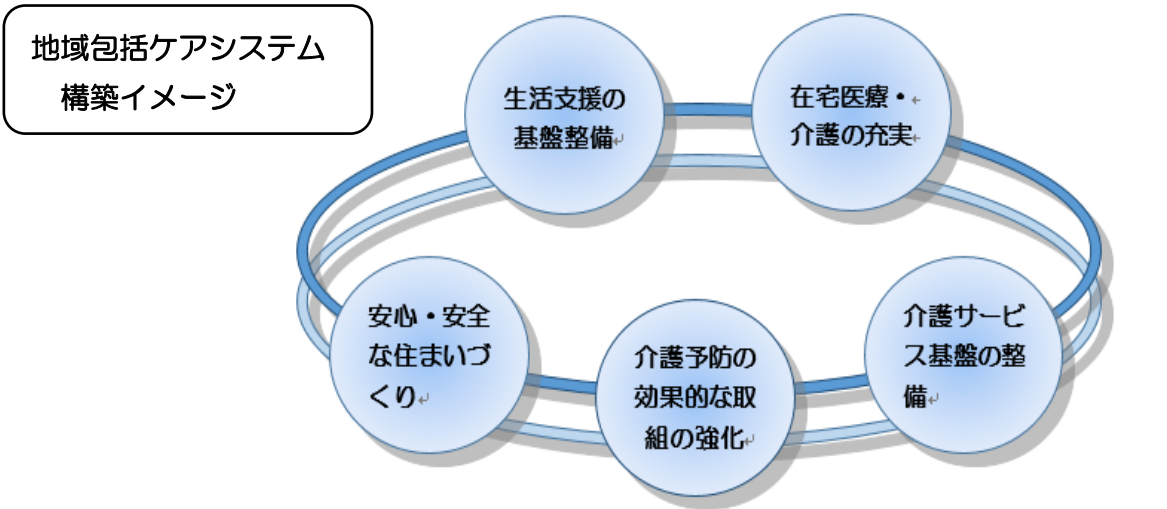
また、高齢化のピークを迎える時期やスピード、医療介護の資源の状況は町内でも地域によって異なることから、地域の実情に合わせた対応が求められています。

家族のあり方も多様化し、高齢化が進む中、高齢の親と無職独身、あるいは障害を持つ50代以上の子どもが同居している世帯など、課題が複合化している難しいケースも増えてきています。

暮らしの困りごと解決に向けては、まず本人、家族を含めた工夫や自助努力、そして、地域における助け合いがあり、お互いの居場所と役割が大切にされる地域社会を目指すことが大切です。

また、専門的な公的サービスを必要とする人には、適切に提供される状況を持続する必要があります。

本町では、地域の様々な社会資源を活用し、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」、「住まい」の5つのサービスを一体的に提供することができる地域包括ケアシステムを構築し、だれもが安心して元気に楽しく生活でき、住み慣れた地域の中でいきいきと暮らすことができる地域づくりを目指すとともに、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指します。



図：厚労省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ

## 2 計画の基本目標

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者及び介護認定者が一層増加することが見込まれることから、高齢者を地域全体で支える仕組みの構築が急務となっています。これに対応するため基本目標を以下のとおり定め、その実現に向けた取り組みをより強化していくものとします。

### (1)地域包括ケアシステムの推進

在宅における医療と介護の連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実など、新たな課題に対し、具体的に事業を進めていくため、その中心的存在として地域包括支援センターの機能を一層強化していきます。

認知症高齢者等の増加が見込まれるため、高齢・独居世帯に対する訪問相談・指導の取り組みの強化や、「地域ケア会議」を適時に開催し、地域の課題を整理し、地域の関係者や介護・福祉・医療等の専門職を交えて、具体的な連携のあり方を協議し、地域のネットワークの強化を一層進めます。

また、地域包括ケアシステムの重要な要素である地域づくりを、住民が主体的・自発的に取り組む仕組みづくりを推進するため、地域づくりの取り組みへの支援とともに、地域での課題を公的な福祉サービスへつないでいくための縦割りにならない丸ごとの総合相談支援体制を整備し、地域住民の主体的・自発的取り組みと行政やサービス関係者の協働による包括的な支援体制を目指す「地域共生社会」の構築を目指します。

### (2)健康づくりと介護予防・生活支援の充実

国のガイドラインを踏まえた「介護予防・日常生活支援総合事業」における「介護予防・生活支援サービス」を実施し、要支援認定者の介護予防訪問介護・介護予防通所介護を町の実施する地域支援事業で行うほか、本町の特性に合った事業の創出を図ります。

「介護予防・生活支援サービス」における生活支援サービスでは、生活支援コーディネーターを中心として、高齢者の困りごとを把握し、解決のための支え手となる人を幅広く確保しながら、新たな地域のつながりや支え合いを構築していきます。

行政や介護保険サービス事業所などの公的サービス機関のほか、高齢者の「出番」と「居場所」づくりにつながるボランティア活動や民間企業等、多様なサービス主体による多様な生活支援サービスの確保に取り組めます。

高齢者全般を対象とした介護予防事業も、健康づくりの視点を大切に、身近な公民館等を拠点とした町民主体の魅力ある事業の展開に取り組むとともに、高齢者の心身の課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、これまで課題であった国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業の接続や、保健事業と介護予防の連携の必要性等を踏まえ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施体制の整備を推進します。

### (3)認知症施策と高齢者の権利擁護の推進

高齢化の進行による認知症の方の増加を背景として、令和6年1月に認知症基本法が施行され、改めて認知症の方の人格や個性を尊重し、人権が守られる共生社会を目指してゆくことが明記されました。

認知症状についての理解には、まだ多くの課題があり、相談に繋がるまで時間を要することが少なくないため、当事者や家族が孤立することのないように、認知症に関

する身近な相談窓口の充実や、困っている方の居場所づくりを一層進めます。

また、東神楽町国民健康保険診療所と地域包括支援センターが連携して設置する認知症初期集中支援チームを中心として、認知症の容態に応じて適切な医療・介護等を提供するとともに、認知症地域支援推進員と協力し、(※)認知症ケアパスの作成や多職種連携の調整を行い、認知症ケアの総合的な向上を図り、認知症の予防から早期発見・診断・対応、また各種サービス提供等の支援まで、状態像に応じた適切なケアの流れを促進します。

権利擁護については、認知症状に伴う消費者被害や高齢者虐待から高齢者を守るため、社会福祉協議会はじめ、さまざまな関係機関とともに支援体制の整備を図ります。

※認知症ケアパス～

地域において、認知症の人の生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等を、あらかじめ、認知症の人とその家族に提示すること。

#### (4)医療との連携や住まいの基盤整備

関係機関と協働して、多職種連携により在宅医療・介護を一体的に提供するための医療・介護連携体制の構築を図ります。

高齢者の生活の基盤となる「住まい」について、介護保険の施設・居住系サービスや、その他の住まい（有料老人ホーム等）など、心身の状況や、家族状況、経済面等についてその方の状況に応じた多様な生活の場の確保に取り組んでいきます。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の対策に向けた連携体制の構築に取り組みます。

#### (5)介護保険事業の推進

介護保険事業については、本町と美瑛町・東川町の3町で運営する大雪地区広域連合が保険者となり事業を運営していますが、6年度からは第9期介護保険事業計画に基づいて各種の事業が実施されることとなります。

本町では、住民の皆さんが介護保険制度を効率的に利用していただくため、大雪地区広域連合及び被保険者である高齢者とも連携し、地域包括支援センターや介護予防ケアマネジメント事業者を中心に介護保険事業の適切な運営や、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

また、少子高齢化が進展し、福祉分野の人的制約が強まる中、ケアの質を確保しながら必要なサービス提供を行うことができるよう、質の高い人材を安定的に確保するとともに業務の効率化及び質の向上のための総合的な取組を推進していきます。



## 第5章 計画の内容

### 1 地域包括ケアシステムの推進

地域の高齢化に伴い、高齢者が介護や支援が必要になった時にも、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、必要とするサービスを円滑に利用できる環境整備が必要となっています。高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターをはじめとする公的サービス機関と、民生委員児童委員、インフォーマル資源としての自治会や老人クラブ、ボランティア団体等が重層的につながることで、地域での生活に高齢者がより安心感を抱けるよう、対応を図っていきます。

また、「支える側」「支えられる側」という一方の関係ではなく、「地域に生きて暮らしている以上、誰もが支え・支えられるものである」という考え方のもと、人と人、人と社会がつながり合う取り組みが生まれやすいような環境を整えてゆく「地域共生社会」の構築を目指し、社会の変化に伴い縦割りの分野ごとの課題解決に取り組んでいた従来の方針から、個人や世帯が抱える課題に包括的に丸ごと支援する地域づくりに取り組んでいきます。

#### (1) 地域包括ケアシステムの構築

これまでは団塊の世代すべてが 75 歳以上となる 2025 年を目指して取組を進めてきましたが、これからはいわゆる団塊ジュニアが 65 歳以上となる 2040 年に向け、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」、「住まい」の5つのサービスを一体的に提供して、支援が必要な高齢者の住み慣れた地域における生活を支援する地域包括ケアシステムの構築を目指します。

##### ① 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの主な業務である総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの4つの事業のほか、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備に関わる事業についても適切に関与できる体制づくりを推進します。

##### ② 地域ケア会議の実施

地域ケア会議では、地域包括ケア実現のため、地域の実情にそって課題を的確に把握し、解決手段を導き出すため、多職種で話し合う場として位置づけられています。今後も地域包括支援センターが中心となり、医療、介護、保健、福祉の各専門的なサービスが切れ目なく提供される包括的な体制について協議を進めていきます。

##### ③ 地域自立支援協議会との連携

精神疾患は、年代を問わず身近な病気であり、障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要があります。町の設置する地域自立支援協議会と連携し、地域の課題を共有化した上で、精神障がいのある高齢者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、取り組みを進めます。

## (2)高齢者を支える地域の体制づくり

高齢者が、住み慣れた地域で生き生きと心豊かに暮らしていけるよう、健康や予防への関心を高め、健康・体力の維持増進や予防に向けた一人ひとりの主体的な取り組みを促すとともに、ニーズにあった地域活動に参加できる環境づくりを推進します。

### ① 生活支援・介護予防推進協議会の設置と生活支援コーディネーターの配置

地域にある多様な生活支援サービスの提供主体が参加し、ふれあいや支えあいに関する情報提供及び連携・協働による資源開発等を推進させるため、町が生活支援・介護予防推進協議会の設置と生活支援コーディネーターの配置を行い、互いに補完し合いながら地域資源の発掘、サービス内容の体系化、新たな担い手の育成等、地域における一体的な生活支援サービス体制の整備に努めます。

また、町全体のほか、地域ごとに独自の特性を生かしながら協議を進めることができるよう、体制づくりを推進していきます。

### ② 見守り支えあう地域づくりの構築

高齢者が自立し、安心して暮らせるまちづくりを目指し、社会福祉協議会や民生委員児童委員等福祉関係者はじめ、自治会や老人クラブ、公民館、ボランティア団体等により自主的に取り組むふれあい・支えあい活動を通じて、町民同士が声かけや見守り、助け合いが広がるよう仕組みづくりを進めるとともに、生活支援分野で当町と連携協定を締結している民間企業との連携を深め、普及啓発や支援ネットワークの拡大の推進を図ります。

### ③ ボランティア活動への支援

社会福祉協議会が設置するボランティアセンターが中心となり、各種ボランティア活動を推進していますが、積極的にボランティア活動に取り組めるよう、活動体制の充実に向け、支援していきます。

## 2 健康づくりと介護予防・生活支援の充実

令和22年(2040年)に団塊ジュニア世代が65歳以上を迎えるとき、できるだけ多くの高齢者が元気でいられるような支援策が命題となっています。健康寿命を伸ばし、生活の質を高めていくためには、生活習慣病の予防と介護予防を地域で総合的に展開することが重要です。高齢者が生き生きと充実した日々を過ごせるよう、自分自身でできる健康管理や生活習慣の改善等のセルフケアを支援するとともに、地域活動や交流活動、就労の場づくり等、多様な社会参加ができる機会の提供を拡充していく必要があります。

### (1)健康づくりの推進

各種健(検)診や保健指導等の実施により、効果的に個別の健康維持や健康づくりを支援するとともに、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者の(※)フレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、疾病予防・重症化予防の促進を目指します。また、いち早く、人工透析への移

行を防ぐための検査項目の追加実施を町単独で引き続き行っていきます。

※フレイル～

加齢とともに心身の活力が低下し、慢性疾患の影響もあり生活機能が低下した状態。一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態。（健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間）

## (2)介護予防の充実

高齢になっても閉じこもりを避け、生きがい・役割をもっていきいきと生活できる地域の実現を目指すことにより介護予防の推進を図ります。高齢者自身が運営する通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に広がることができるよう取り組むとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援を推進し、より効果的な介護予防サービスの提供を目指します。

### ① 介護予防相談事業

高齢者の健康や生活全般、介護に関する悩み、相談を幅広く受け付けます。要介護（要支援）認定の申請の方法や、介護保険サービスの利用の手続きの説明を行います。また相談内容に応じて専門スタッフが必要なサービスを選択・紹介し、高齢者の支援へとつなげます。

### ② 高齢者実態把握事業

75歳以上の高齢者のみの世帯の方を対象に、保健師等が訪問し、（※）基本チェックリスト等による問診を行い、要支援・要介護状態になる可能性の高い方に対し必要に応じて保健指導や福祉制度の紹介を行います。

（※）基本チェックリスト

～厚生労働省が作成したもので、心身に関わる25項目の質問に答えることで、自分に必要な介護予防の取り組みを知ることができます。

### ③ 健康相談・指導事業

個人や地域の自主団体等を対象に、保健師等による訪問を行い、栄養、運動、口腔衛生、閉じこもりや転倒の予防、その他介護予防に関する相談・指導を行います。

### ④ 運動指導教室事業

運動機能が低下している、またはそのおそれがある高齢者を対象に運動指導教室を実施し、機能低下予防、機能向上を図ります。

### ⑤ 介護予防講師派遣事業

地域において自主的な介護予防活動を行う団体に介護予防プログラムの指導講師を派遣することにより、介護予防を行う自主団体の育成及び支援を図ります。

### ⑥ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域において自主的な介護予防活動を行う団体にリハビリ専門職を派遣し、運動機能評価等を行いながら介護予防の取り組みの強化を図ります。

## ⑦ 自主活動支援体験・リーダー養成事業

地域で自主的な介護予防活動を展開していくきっかけとなる福祉レクリエーションの指導者養成講座の実施及び受講料の一部助成を行います。

## ⑧ リハビリ体操指導士養成事業

地域住民の通いの場などで体操により住民同士の健康増進を図るリーダーである「リハビリ体操指導士」を養成し、地域の介護予防・健康増進を図ります。

## ⑨ 高齢者サロン活動助成事業

社会的孤立感の解消や心身の健康維持、地域でのふれあいを目的としたサロン活動を行う団体に対し、運営費の一部を助成します。

## ⑩ 介護予防活動助成事業

介護予防・健康づくりの取り組みを推進していくことを目的として運動による介護予防・健康づくりのための活動を行う団体に対し、運営費の一部を助成します。

## ⑪ 介護予防ケアマネジメント事業

要支援者及び基本チェックリストにより事業対象と判断できる方に対して、自立支援を目的として心身の状況や環境等に応じ、訪問や通所型サービスほか多様な生活支援サービスが包括的・効率的に提供されるよう必要な計画や援助を行います。

## ⑫ 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修に関する助言を行うとともに、給付管理業務を伴わない住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成します。

**(3) 社会参加の推進**

一般的に高齢者は、支援される対象として捉えられがちですが、高齢者の中には、意欲や能力のある方がたくさんいます。それらの方々が持っている経験や知識を生かし、地域社会に参加していくことは、これからの超高齢化社会にとっては貴重な財産となります。

高齢になってもスポーツや趣味、ボランティアや地域活動などに気軽に参加し、地域とのつながりを保ちながら継続的に取り組んでいけるよう、各種活動を支援する町民活動リーダーの養成を進めるなど、町民と協働しながら社会参加しやすい地域づくりを支援していきます。

## ① 老人クラブ活動の推進

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、生きがいや健康づくり、文化・スポーツ活動、ボランティア活動など様々な活動が展開されています。

今後も会員の豊富な経験や知識・技能を活かしながら地域社会で積極的な役割を果たしつつ、健康で生きがいのもてる活動が推進されるよう支援していきます。

## ② 高齢者事業団への支援

高齢者事業団は、健康な高齢者を会員とし、各人に適した一時的、臨時的な仕事を引き受け、就労を通じて生きがいと社会参加の機会を持ってもらうための場です。今後も高齢者が就業を通じて充実した自主的活動が展開できるよう就業機会の確保・開拓等に取り組み、支援していきます。

## ③ ボランティア活動の支援

ボランティア活動の活性化、社会参加を促進させるため、社会福祉協議会、ボランティア団体などと連携しながら、ボランティア養成講座、研修会、サロンや助け合い活動などが活発に行われるよう支援していきます。

## ④ 生涯学習の推進

高齢者が、多様な学習活動への参加を通じて学習意欲を満ちし、学ぶ喜びを実感できるよう、学習活動に関する積極的な情報提供を行うとともに、さまざまな学習機会の提供に努めます。高齢者の生涯学習の機会を提供する「高齢者大学あやめ学園」では、各種教養・健康づくり講座や社会見学などの学習活動を実施します。

## ⑤ スポーツ活動の推進

高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、高齢者スポーツの振興を図るとともに、高齢者が取り組める健康体操や気軽にできる健康づくりの普及に取り組んでいきます。

# (4) 生活支援サービスの充実

介護保険法の改正により、平成29年度から要支援認定者の介護予防訪問介護・介護予防通所介護サービスについては、町が実施する地域支援事業に移行していますが、現行相当基準のサービスは維持しつつ、高齢者のボランティア活動や民間企業との連携などによる多様な主体による生活支援サービスの確保に取り組んでいきます。

## ① 介護予防訪問相当サービス

要支援1・2の認定を受けた人が利用するホームヘルプサービス（介護予防訪問介護）です。訪問による炊事・洗濯・掃除・買物などのほか、必要な場合は身体介護サービスも行います。

## ② 住民主体型訪問サービス

平成29年度から東神楽町ボランティアセンターの会員による訪問サービスを住民主体型訪問サービスに位置付けており、今後もその運営を補助することで高齢者を対象として炊事・洗濯・掃除・買物など軽易な日常生活上の援助が提供できるよう体制整備を進めます。

## ③ 介護予防通所介護相当サービス

要支援1・2の認定を受けた人が利用するデイサービス（介護予防通所介護）です。通所による送迎、健康チェック、レクリエーション、昼食等のサービスを提供します。

**④ 基準緩和型通所サービス「あえるday」**

介護保険法の改正により、市町村が独自にデイサービスの基準を緩和し、市町村が行う地域支援事業に位置付けることが可能となりました。本町では基準緩和型通所サービス「あえるday」を実施しており、要支援認定程度の方に対し、通所による送迎、健康チェック、レクリエーション、昼食等のサービスを提供します。

**⑤ 福祉バス料金助成**

70歳以上の低所得等の要件に該当する町民に対して、助成券（町バス無料券または旭川電気軌道バスICカード）を交付します。

**⑥ ハイヤー料金助成**

80歳以上の低所得等の要件に該当する町民に対して、ハイヤー助成券を交付します。

**⑦ 高齢者運転免許証自主返納者交通費助成**

70歳以上で保有するすべての運転免許証を自主的に返納した高齢者に対し、交通費の一部を助成します。（初年度のみ）

**⑧ 配食サービス事業**

調理が困難な独居高齢者や高齢者世帯に対して、安否確認や食生活改善などを目的に、定期的な配食サービスを実施します。

**⑨ 除雪サービス事業**

除雪が困難な独居高齢者や高齢者世帯に対して、地域の協力員等により、居宅から公衆道路までの通路の除雪を行います。

**⑩ 小型除雪機貸出事業**

冬期間、高齢者世帯等の間口の除雪を行う地域の住民団体等に対し、町が所有する小型除雪機を無償で貸し出し、町民参加による高齢者世帯等への雪対策の推進を図ります。

**⑪ 緊急通報装置貸与事業**

病弱な単身高齢者等に対して、緊急通報装置を設置し、急病や事故などの非常時に、委託警備員が駆けつけて救助や通報などを行います。

**⑫ あんしん連絡通報装置事業**

75歳以上の単身高齢者や高齢夫婦世帯などにあんしん連絡用装置を取り付け、急病や事故などの非常時に、家族や知人などにボタンひとつで連絡できます。

**⑬ 在宅福祉支援用具給付事業**

支援が必要な高齢者に対して、在宅での生活を支援するため、杖、バスマットなどの用具購入を助成します。

**⑭ 長寿祝金の支給**

町内に1年以上在住する高齢者の方を対象に、年度中に88歳、99歳を迎えられた方に対し祝金（商品券）を支給します。

**⑮ 老人保護措置事業**

環境上及び経済的理由により在宅で生活ができず、かつ、やむを得ない理由で介

護保険法に規定する入所施設に入所することが著しく困難な高齢者を対象に、養護老人ホーム等への入所措置を行い、安心して生活が送れるように支援します。

#### ⑩ 家族介護支援事業

在宅介護を担う家族が、交流会や教養・文化に係る行事等に参加し、一時的に介護から離れ、身体的・精神的負担の軽減を目的に、介護者間の交流を深め、各種制度や介護方法の情報交換をすることで介護者の孤独感の軽減を図ります。

### 3 認知症施策と高齢者の権利擁護の推進

地域の高齢化に伴い、認知症高齢者の増加は避けられない状況のため、認知症について、多くの町民に正しい知識をもって理解してもらい、認知症の早期発見・早期治療につながる事が重要となります。また、かかりつけ医との連携や徘徊高齢者に対する捜索などの体制づくり、さらには高齢者の権利擁護の取り組み、虐待の防止や早期発見に向けた取り組みも重要となります。

#### (1) 認知症施策の推進

予防や早期治療を通して、進行を緩やかにすることができるため、医療機関と連携するとともに、相談窓口の充実を図り、必要に応じ、介護サービスの利用や権利擁護事業へとつなげる体制を充実します。また、認知症サポーター養成講座の開催等を通じて認知症への理解を深め、普及啓発を行っていきます。

##### ① 認知症初期集中支援チームの設置及び認知症地域支援推進員の配置

地域包括支援センターと認知症地域支援推進員が中心となり、認知症の正しい知識普及により地域や職場などにおいて認知症の人や家族を支援するため、ボランティア団体や、老人クラブ、民生委員児童委員等を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、「認知症サポーター」及び、講師役となる「キャラバンメイト」の養成を行います。

また、医師を含む認知症初期集中支援チームが関係機関との連携を図り、認知症の早期発見、早期治療につながるよう相談及び訪問支援の充実にも努めるとともに認知症になっても適切なサービスを利用してもらうことで認知症の進行緩和を図ります。

##### ② 認知症本人や家族への支援

認知症の本人と家族の心身の負担は大きく、予測できない症状に大きな不安を抱えることが多いため、認知症の疑いのある早期の段階から終末期まで、病気の進行に合わせた相談支援体制を充実していきます。また、介護者の交流や研修、心身のリフレッシュを図る機会等、本人、家族への支援を推進するため、チームオレンジ等の構築（認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みの構築）や認知症カフェの立ち上げによる家族等の交流活動に取り組みます。

##### ③ 認知症の方の安心や安全の確保

地域ケア会議や生活支援・介護予防推進協議会等において把握された地域の課題

や資源をふまえ、地域のあらゆる組織の協力を得ながら、住民同士の声かけや見守りで高齢者を支える仕組みづくりに努めます。

④ 東神楽町SOSやまびこネットワーク事業

認知症などの疾病や障害等により行方不明となるおそれがある方の情報を関係機関と情報共有することで見守り体制を構築し、万一、行方不明となった場合に早期発見することで対象者の安全及び家族への支援を図ります。

(2) 高齢者の権利擁護の推進

① 権利擁護に関する取り組みの充実

ア 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

物忘れの進行等により、判断能力に不安を持ち始めた方が、安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用相談や金銭管理の支援を行います。

イ 成年後見制度利用支援事業

認知症等により、物事を判断する能力が十分ではない方が利用するのが成年後見制度です。認知症等により判断能力が不十分であるために成年後見制度を利用する必要があるにもかかわらず、申し立てをする親族が不在な場合や、申し立てをする費用等の支払いが経済的な理由で困難な場合など、様々な状況に応じて制度利用ができるよう支援を行います。

ウ 消費生活相談事業

高齢者等を対象とする悪質な訪問販売等の現状把握や、消費生活問題等に関する研修会について、高齢者への支援を行う関係者に対し周知・啓発に努めます。

② 虐待防止への取り組みの推進

虐待を受ける高齢者には、認知症を有している方が多いことから、虐待が起きる背景への理解や認知症に関する正しい理解を家族等の養護者に促し、高齢者虐待の防止と早期発見及び養護者支援が重要となります。介護者が地域から孤立することを防ぐためにも、地域で高齢者を支え、権利を擁護し、見守る体制整備を進めていきます。

**4 医療との連携や住まいの基盤整備**

地域包括ケアシステムの構築を目指すため、町内において横断的な取り組みができる体制の整備が重要です。また、医療機関や介護サービス事業所との連携も不可欠となります。あわせて、高齢者が住み慣れた地域でできる限り生活し続けていくには、高齢者にとって住みやすい住まいの確保などの基盤整備と地域の理解が重要となります。

(1) 医療・保健・福祉・介護連携体制の整備

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、在宅医療の充実とともに、医療と保健・福祉・介護の連携強化が重要な課題となります。上川総合振興局を中心とした上川中部高齢者保健福祉圏域連絡協議会との連携のもと、地域の各分野の情報を広域的に収集するとともに、多職種連携会議の実施による医療相談の事例等の活用、ケアマネー



ジャーの相談業務の支援など、医療機関や介護事業者等のネットワークづくりを推進します。また、在宅医療やそれに従事する職種の機能や役割を広く地域住民に紹介し、講演会等の開催やパンフレットの発行を通して、在宅医療の普及を図ります。

## (2) 高齢者の住まいの確保

介護が必要な状態になっても、在宅における生活を希望する高齢者が多い一方で、経済的理由や介護者の不在、心身の障害などの環境的理由により、在宅において介護を受けられない高齢者は、生活の拠点を福祉施設に移す必要があります。そのため、福祉施設に関しても、在宅サービス同様に、ニーズに応じて整備・充実していかなければなりません。大雪地区広域連合で策定している介護保険事業計画も踏まえ、施設における福祉サービスの充実に努めるとともに、高齢期になっても住み続けることができる高齢者の住まいの充実に努めます。

## (3) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

ユニバーサルデザインの考え方のもと、高齢者仕様の住宅づくりの啓発に努めるとともに、高齢者に住みよい住宅の普及を図ります。また、火災や自然災害等から高齢者を守ることができるよう、安全を第一としたまちづくりを、町民や関係機関との連携によって築いていくよう努めます。

### ① 災害時要援護者避難支援事業

災害時要援護者である高齢者の把握と日頃のネットワークづくり並びに支援体制の整備が重要になっています。地域住民や関係機関と連携・協力しながら、あらかじめ、災害時に避難支援が必要な高齢者の状況を把握し、情報の共有を図り、災害時に備えます。

### ② 救急医療情報キット配布事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象として、救急医療情報を保存する救急医療情報キット配布事業を推進しています。これは、かかりつけ病院等を記載した用紙を容器（カプセル）に入れ、冷蔵庫に保管しておくもので、緊急時等に本人等が病状などを説明できない場合であっても、迅速な救急救命活動に繋がります。消防署等とも連携しながら、引き続き、活用の推進を図ります。

## (4) 感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、道や保健所、協力医療機関等と連携し感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実等を図ります。

## 5 介護保険事業の推進

大雪地区広域連合が策定した第8期介護保険事業計画に基づき、介護サービスの充実を図り、高齢者が多様なサービスの中から適切なサービスを選択し、在宅での生活を継続できるよう支援します。また、公平性・公正性が確保され、将来にわたって安定的に制度が運用されるよう、介護給付の適正化に努め、質の高いサービスが提供される環境づくりに努めます。

### (1) 適切なサービス水準の推計

介護サービスについて、令和12年（2030年）のサービス水準等を推計した上で、本計画期間内のサービス量を適切に見込み、求められる介護サービスの確保と充実を目指した基盤整備を図ります。

### (2) 介護人材の確保

利用者のニーズに応じたサービス提供が図れるよう、社会福祉協議会や町内高齢者入居施設等と連携し、地域包括ケアを担う介護人材の確保とともに業務の効率化及び質の向上に取り組んでいきます。

#### ① 介護力向上就労支援事業

地域の介護力をアップしていくことを目指し、介護職員養成を目的に介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級資格取得講座）の受講料の一部助成や地域住民を対象とした講演会の開催を行います。

#### ② 訪問介護員人材確保・定着支援事業

町内の訪問介護事業所に対し、訪問介護員の募集のために要する費用の助成及び業所に就職し、一定期間継続して勤務した者に対し奨励金を交付することにより、訪問介護サービス事業所に従事する人材の確保と定着を図ります。

### (3) 地域支援事業の体制整備

大雪地区広域連合と連携し、平成29年度から実施された介護予防・日常生活支援総合事業による地域支援事業の体制整備に取り組んでいきます。

### (4) ケアマネージャーの資質向上

利用者の持てる力を最大限に活かし、生きる喜びにつながるようなケアプラン作成に向けて、ケアマネージャーの一層の資質向上を図るとともに、介護給付の適正化に取り組めます。

おてきな笑顔と花のまち



## 北海道東神楽町 健康ふくし課

〒071-1592

北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

TEL:0166-83-5600 FAX:0166-83-4180